

倉敷地区福祉有償運送運営協議会会議の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、倉敷地区福祉有償運送運営協議会（以下「地区協議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 地区協議会の会議は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長が会議に諮った上で非公開とすることができる。

- (1) 岡山県及び地区協議会を構成する市町村の情報公開に関する条例に規定する適用除外事項について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(会議開催の周知)

第3条 地区協議会の会議を開催するに当たっては、会議の日時、場所等必要事項を次の各号の方法等により公表するものとする。

- (1) 岡山県備中県民局健康福祉部福祉振興課における備付け
- (2) 岡山県ホームページへの掲載

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、10名以内とする。

(傍聴手続)

第5条 傍聴の申し込みの受付は、会議開始時間の30分前から行うものとする。

- 2 傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、傍聴席に余裕があると認められる場合には、適宜増員に努めるものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な会議の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、静肅を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 会長は、傍聴人がこの要領に違反し、会議の目的を達成することができないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させ、又は当該会議を中止する等必要な措置を講ずることができる。

(会議要旨の作成及び公表)

第9条 会議を開催したときは、次に掲げる事項を記載した会議要旨を作成するものとする。

- (1) 会議名
 - (2) 開催日時・場所
 - (3) 出席委員氏名
 - (4) 議題
 - (5) 公開・非公開の別（非公開部分がある場合は、その理由）
 - (6) 傍聴人の人数
 - (7) 会議資料名
 - (8) 会議の要旨
- 2** 会議要旨は、会長の確認を得た上で、岡山県ホームページへの掲載等により公表するものとする。

附則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。